

## (5) 病気から守りましょう。

動物病院で定期的に健康診断を受けさせ、各種寄生虫や感染症など病気の予防に努めましょう。また、日頃から糞尿や毛づや、姿勢などをよく観察して、異常がある場合にはできるだけ早く獣医師にみてもらいましょう。

### 日頃からよく観察しましょう。

- 元気、食欲がない。
- 目に活力がない。
- 鳴き声、呼吸がおかしい。
- せきがひどい。
- 毛にツヤがない。抜け毛が激しい。
- 体をかゆがっている。
- 目やに、耳だれ、鼻水などが出ている。
- 糞の中に血が混じっている。
- 下痢をくりかえす。
- 尿の回数がいつもより多い。チビチビもらす。
- 尿に血が混じっている。
- 一日以上、1か所に隠れて出てこない など

### ねこの伝染病

#### ワクチンで予防できる伝染病

- 猫ウイルス性鼻気管炎 (猫ヘルペスウイルス感染症)
- 猫カリシウイルス感染症
- 汎白血球減少症 (猫パルボウイルス感染症、猫伝染性腸炎)
- 猫白血病ウイルス感染症
- 猫免疫不全ウイルス感染症 (猫エイズ) など

#### ワクチンのない伝染病

- 猫伝染性腹膜炎 など

※詳しくは獣医師に相談してください。

### ねこから人にうつる感染症にご注意! (動物由来感染症)

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆で人は軽症でも動物は重症になる病気など、病原体によってさまざまなものがあります。

ねこから人にうつる主な動物由来感染症には以下のものがあります。

- Q熱
- バスツレラ症
- 猫ひっかき病
- 回虫症

※表記したのは一例であり、またすべてのねこが病原体を持っているということではありません。「過剰なふれあいをやめる」「ねこにさわったら必ず手を洗う」など、衛生的な取り扱いにより感染を防ぐことができます。

※詳しくは、医師や獣医師に相談してください。

## (6) 絶対に捨てないでください。最後まで責任をもって飼ってください。

飼い始めるときに、どのように考えたか思い出してください。ねこも家族の一員です。ねこの一生に責任をもって、最後まで飼わなければなりません。また、ねこを捨てることは動物愛護法により禁止され、違反すると最大50万円の罰金が科せられます。



### どうしても飼えなくなった場合には…

#### ●新しい飼い主を探してください。

最後まで飼うことが飼い主の責任ですが、やむを得ず飼い続けることができなくなった場合には、飼い主の責任で、責任ある飼い方をしてくれる新しい飼い主を探してください。

(例えば、知人に声をかける、地域新聞などに広告を出すなど)

また、県動物愛護センターでは「飼い主探しの会」事業を、(財)千葉県動物保護管理協会では「新しい飼い主紹介」事業を実施しています。

それでも新しい飼い主が見つからなかった場合には、県では動物愛護法に基づき、引取りを行っていますので、絶対にねこを捨てないで、引取りを依頼してください。

ただし、そのほとんどは致死処分になることを覚悟してください。

#### ●子ねこの譲渡について

母ねこから乳をもらっている間は譲渡を避け、社会化期(生後3~9週齢)を経てから譲渡しましょう。

社会化期は、ねこの社会のルールを学ぶ時期であり、この時期の環境が後々の性格などに影響を与えます。

また、子ねこをもらってもらえる予定がない場合には、親ねこにあらかじめ不妊・去勢手術をしてください。

※(財)千葉県動物保護管理協会(043-214-7814)では、動物のしつけ方・飼い方、新しい飼い主さがし等の相談を受け付けています。



## 5 野良ねこに餌を与えている方へ

善意から野良ねこに餌を与えることは、悪いことではありません。

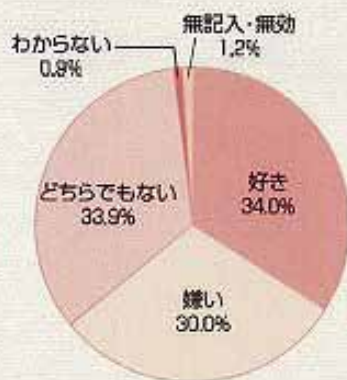
しかし、餌を与えるだけの管理は、飼い主不明のねこが集まり、子ねこが生まれてしまい、結果として野良ねこが増えてしまいます。

そして、庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることになります。

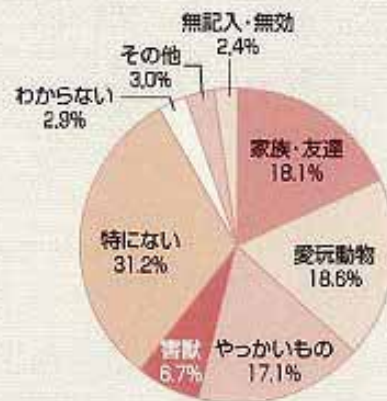
周辺住民のすべてがねこ好きであるとは限りません。また、今までねこに対して特別な感情を持っていなかった人も、ねこによる被害を受けて嫌いになってしまうこともあります。

餌を与えるのであれば、自分のしている行為が、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こさないように、次のことを守ってください。

飼養実態調査:あなたはねこが好きですか?



飼養実態調査:あなたにとってねこはどんな存在ですか?





### (1) 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。

ねこの繁殖力はとても強く、複数のねこが集まるようになると、次々と子ねこが生まれ、産まれた子ねこは野良ねことして厳しい生活を送ることになります。

不妊・去勢手術を実施することで、こうした不幸な子ねこの繁殖を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えることができ、周辺住民への迷惑行為も減らすことができます。

### (2) できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。

餌は、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に、世話をするねこが食べきれだけの量を与えましょう。

また、食べ終わった後は、速やかに容器を回収し、置き餌はしないようにしましょう。置き餌は、カラスやほかの野良ねこが集まってきたり、悪臭や害虫発生の原因となります。



### (3) 糞の始末をしましょう。

世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所にねこ用トイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄物は速やかに片付け、排泄場所は常に清潔を保つようにし、衛生管理を心掛けましょう。

また、ねこの行動範囲を広く点検し、ねこの排泄物だけに限らず、他のごみ等も積極的に片付け、周辺環境の美化に努めましょう。

#### ねこ用トイレのつくり方

発泡スチロールの箱やプランターなど耐水性のある適当な大きさの容器（深めのものがよい）にやわらかい土や砂を入れておきます。発泡スチロールの箱を使用する場合には、水はけをよくするために、キリなどで底に穴をあけます。

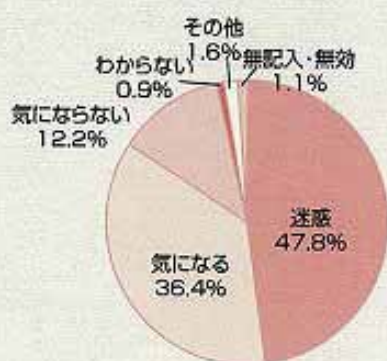
水にぬれたトイレはねこが嫌がりますので、なるべく雨の当たりにくい場所に設置するようにしてください。

始めのうち、ねこに興味をもってもらうために、マタタビなどをふりかけておくと良いでしょう。



## 飼養実態調査:

あなたは犬やねこの鳴き声、糞尿について  
どのように感じていますか？



**(4) 新しい飼い主を探しましょう。目標は屋内飼育ねこです。**

屋外で生活している限り、交通事故や感染症などの危険は避けられません。ねこを屋内で飼育してもらえる新しい飼い主を探す努力をしましょう。

**(5) 周辺住民の理解を得る努力をしましょう。**

野良ねこがその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。

まず、野良ねこを世話することについての趣旨などを周辺住民にきちんと説明し、理解を得たうえで行いましょう。この場合、世話をする人とねこによる被害に困っている人とでは意見が対立しがちですので、説明の場には中立的な立場の人にも参加してもらう等、冷静な話し合いができるように工夫しましょう。

自治会や町内会などで、地域の問題として取り組むことも一つの方法です。

また、率先して地域の環境美化運動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。



## (6) ルールを決めましょう。

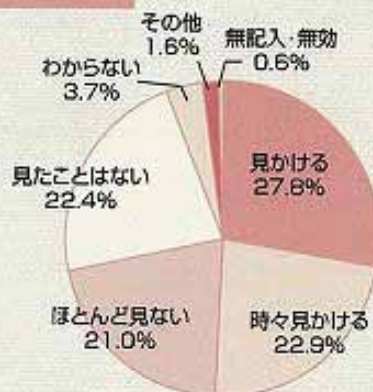
周辺住民の理解を得たうえで地域の実情に応じたルールを作り、そのルールを順守することで人とねこが共生できるまちづくりを目指しましょう。

## (7) 一人で悩まず、理解ある仲間を増やしましょう。。

世話をする人が孤立しないように、地域で協力者を探すなど、できるだけグループを作り、役割を分担しましょう。

また、苦情や意見などがあつた場合には真摯に受け止め、誠意をもって対応するよう心掛けましょう。

**飼養実態調査：**  
あなたの家のまわりで  
野良ねこへの餌やりを見かけますか？





## I めざせ!満点飼い主(あなたの満点度チェック!!)

1.きちんと管理できる飼育頭数ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2.年齢や健康状態に合った食餌を適量与えていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3.新鮮な水をいつも飲めるようにしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4.定期的にブラッシングをして抜け毛を取り除いていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5.ねこに合った快適なトイレを設置して、毎日清掃していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6.ねこの居場所は常に清潔にしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7.上下運動できる場所や安全で快適な居場所や隠れ場所はありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8.毎日、ねこの健康状態をよく観察していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9.ねこの行動範囲にケガをしたり食べたら危険なものはないですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10.一緒に遊んだり、おもちゃを与えていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11.ねこのボディランゲージを読み取れますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12.ねこがどう感じているか、ねこの立場に立って考えていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13.ねこの本能・習性を理解し、一緒に暮らすために必要なしつけをしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14.室内で飼っていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15.ねこを飼うことで近隣に迷惑をかけていないか、いつも気を配っていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16.ワクチン接種やノミ・ダニの予防などの病気予防や必要な治療をしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17.ねこから人にうつる病気のことを知り、対策をとっていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18.マイクロチップや迷子札など身元を示すものを着けていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19.繁殖を望まない場合は不妊・去勢措置をしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20.災害に備えた用意をしていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	はい 個、 いいえ 個

### 解説

- 1は、環境や地域社会、ねこ自身の幸せにかかわる項目です。いたずらに頭数を増やし、管理できる数を超えることのないようにしましょう。
- 2、3は、適切な食生活について必ず守らなくてはならない項目です。
- 4は、手入れについての項目です。抜け毛を放置するとねこが毛づくろいで舐め取った毛を飲み込み、嘔吐の原因になります。また、長毛種は毛が絡まりあうのを防ぐため、定期的なブラッシングが必要です。
- 5、6、7は、適切な飼育環境についての項目です。ねこがいつも清潔な環境で快適、安全にすごせるようにしましょう。
- 8、9、10、11、12、13は、ねこと一緒に生活する上で必要な項目です。ねこの気持ちを読み取って適切に対処するとともに、人と暮らすためのルールを教えましょう。
- 14、15は、地域社会で生活し、ねこの安全を守るために重要な項目です。自由に外出させることは糞尿などで他人の迷惑になるだけでなく、ねこを様々な危険にさらすことにもなります。
- 16は、病気の予防に必要な項目です。痛みや病気の兆候を見つけたら、すぐに適切な治療を行いましょう。
- 17は、公衆衛生の向上のために飼い主が行わなければならない項目です。
- 18は、ねこが万一迷子になったとき、安全を守るとともに飼い主を明らかにするための項目です。
- 19は、適切な繁殖制限についての項目です。ねこは生後6か月を過ぎると繁殖できるようになり、繁殖効率のとても高い生き物ですから、自然に任せておくとすぐに増えてしまいます。獣医師と相談して不妊・去勢手術をしましょう。
- 20は、突如の災害の際に、ねこの安全を守るための項目です。地域の防災計画を確認し、避難所でも人に迷惑を及ぼさないよう普段からケージを用意し、しつけしておくなど備えておきましょう。



## II 関係法令等(抜粋)

### ●動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

#### (目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

#### (基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

#### (動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

#### 第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

#### (犬及びねこの繁殖制限)

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

#### 第6章 罰則

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの



●家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逃走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれ大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2)家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3)管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1)家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
- (2)疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- (3)所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1)所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2)所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。



#### 4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

#### 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1)所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2)家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

#### 第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。

5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

#### 第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。





## Ⅲ 県内保健所等一覧

千葉県内にお住まいの方は次の機関にご相談ください。

機関名	所在地	電話番号
習志野健康福祉センター(保健所)	習志野市本大久保5-7-14	047-475-5154
市川健康福祉センター(保健所)	市川市南八幡5-11-22	047-377-1101
松戸健康福祉センター(保健所)	松戸市小根本7	047-361-2139
野田健康福祉センター(保健所)	野田市柳沢24	04-7124-8155
印旛健康福祉センター(保健所)	佐倉市鍋木仲田町8-1	043-483-1137
成田支所	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231
香取健康福祉センター(保健所)	香取市口2127	0478-52-9161
海匠健康福祉センター(保健所)	銚子市栄町2-2-1	0479-22-0206
八日市場地域保健センター	匝瑳市八日市場イ2119-1	0479-72-1281
山武健康福祉センター(保健所)	東金市東金907-1	0475-54-0611
長生健康福祉センター(保健所)	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167
夷隅健康福祉センター(保健所)	勝浦市出水1224	0470-73-0145
安房健康福祉センター(保健所)	館山市北条1093-1	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	鴨川市横渚1457-1	04-7092-4511
君津健康福祉センター(保健所)	木更津市新田3-4-34	0438-22-3745
市原健康福祉センター(保健所)	市原市五井1309	0436-21-6391
動物愛護センター	富里市御料709-1	0476-93-5711
東葛飾支所	柏市高柳1018-6	04-7191-0050

千葉市内、船橋市内又は柏市内にお住まいの方は、各市の次の機関にご相談ください。

千葉市動物保護指導センター	千葉市稲毛区宮野木町445-1	043-258-7817
船橋市動物愛護指導センター	船橋市潮見町32-2	047-435-3916
柏市保健所	柏市柏255	04-7167-1259







## 人とねこの共生ガイドライン

平成22年3月発行

**作成:** 千葉県健康福祉衛生指導課  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
電話:043-223-2627

**協力:** 千葉県動物愛護管理推進協議会  
千葉県保健福祉局健康部生活衛生課  
船橋市動物愛護指導センター  
柏市保健所生活衛生課